第三条第一項第三号イの表第六十八号二中「一〇、〇〇〇、〇〇〇円」を「一二、七六二、〇〇〇円」に改め、同号三中「道府県の」を「都道府県の」に改め、同号四の表中「三、五五〇、〇〇〇円」を「三、九八六、〇〇〇円」に、「二、八四〇、〇〇〇円」を「三、一八九、〇〇〇円」に、「一、七七五、〇〇〇円」を「一、八七一、〇〇〇円」に、「一、四二〇、〇〇〇円」を「一、四九六、〇〇〇円」に改め、同号五中「一、四〇〇、〇〇〇円」を「一、四六五、〇〇〇円」に改め、同号五の次に次のように加える。

六　公的病院等であつて感染症病床を有するものについて、総務大臣が調査した感染症病床の前年度の三月三十一日現在における数に四、一〇七、〇〇〇円を乗じて得た額

第三条第一項第三号イの表第六十八号を同表第六十七号とし、同表第六十九号一中「当該市町村が経営するもの」を「当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）」に、「道府県知事」を「都道府県知事」に、「（その有する病床が主として医療法第七条第二項に規定する療養病床若しくは一般病床である病院のうち、主として理学療法若しくは作業療法を行う病院以外の病院又は当該病院の施設が主として児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院をいう。）までの最短の距離（当該病院所在地から通常利用する場合における経路のうち最短のものの長さをいう。）」を「までの移動距離」に改め、同号二中「救急診療所」の下に「（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）」を加え、同号を同表第六十八号とし、同表第七十号上欄中「用する」を「要する」に、「市町村、一部事務組合又は広域連合が経営するもの」を「市町村、一部事務組合又は広域連合が経営する診療所（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）」に改め、同号二中「四、六二二時間」を「四、六一八時間」に改め、同号三中「道府県」を「都道府県」に改め、同号を同表第六十九号とし、同表に次の七号を加える。

七十　不採算地区公的診療所等の助成に要する経費があること。	公的診療所等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている市町村（医療法第一条の五第一項に規定する病院を経営していない市町村及び病院を経営している公立大学法人等の設立団体でない市町村に限る。以下この号において同じ。）について、次の各号によつて算定した額（当該助成の額（同一公的診療所等について複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該市町村の助成の額の合計額又は当該算定した額のいずれか少ない額）を当該市町村の助成の額であん分して得た額）を上限とする。）の合算額とする。
一　公的診療所等に係る次表の上欄に掲げる診療所の種類ごとの前年度の三月三十一日現在における病床（同日現在において休診している診療所の病床及び前三年度継続して利用のない病床の種別に属する病床を除く。）の数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額	

区分	額
最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	一、二三〇、〇〇〇円
右欄に掲げる診療所以外の診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域に所在するもの	八二〇、〇〇〇円

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された公的診療所等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床として総務大臣が調査した病床の前年度の三月三十一日現在における数に、一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

七十一　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

七十二　赤潮対策に要する経費があること。

七十三　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

七十四　簡易水道再編推進事業として実施する上水道の建設改良に要する経費があること。

七十五　合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費があること。

七十六　合併市町村の一体化のため合併後に要する臨時的な経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

一　前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成二十一年度の実質公債費比率が十一・八パーセント未満である市町村又は平成二十一年度の将来負担費率が百・九パーセント未満である市町村にあつては零とする。）

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十三条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が4％を超えるときは、4％とする。）

複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（平成十九年度以降に統合したものに限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額とする。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）において、合併関係市町村が合併後から合併日までに実施する合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。